

令和7年4月10日

土木部監理課 入札・契約G

担 当 庄田

内 線 5023

外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株)フジタ土木開発 白山市鹿島町へ63-5

2 指名停止期間

令和7年4月10日 から 令和7年4月23日 まで (2週間)

3 指名停止事由

令和5年3月11日、小松市内の民間発注工事で、(株)フジタ土木開発の現場責任者が、つり上げ荷重2.9トンの移動式クレーンを無資格であるにも関わらず運転し、作業員を負傷させた。

同年11月16日、小松労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、同社及び当該現場責任者を書類送検した。

金沢簡易裁判所は、同社及び当該現場責任者に罰金刑に処する略式命令を出し、令和7年2月1日及び同年2月5日にそれぞれ刑が確定した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第8号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上 2箇月以内